

人事委員会年報

令和4年度

千葉市人事委員会

目 次

第1章 人事委員会の組織及び運営	2
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の構成	2
3 人事委員会の開催状況	3
4 事務局	7
(1)組織	7
(2)事務分掌	7
(3)予算の状況	8
第2章 任用関係業務	9
1 採用試験	9
2 採用選考	9
第3章 給与関係業務	12
1 給与に関する報告及び勧告	12
2 条例案に対する意見の申し出	17
3 規則改廃等の協議	18
第4章 公平審査関係業務	19
1 勤務条件に関する措置要求	19
2 不利益処分に関する審査請求	19
3 苦情相談	19
第5章 職員団体関係業務	20
1 職員団体の登録	20
2 管理職員等の範囲	20
第6章 労働基準関係業務	21
第7章 人事委員会規則の制定改廃	23

第1章 人事委員会の組織及び運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができるものとされている。

本市においては、政令指定都市の移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成3年10月1日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく千葉市人事委員会設置条例（平成3年千葉市条例第32号）により、人事委員会が設置された。翌平成4年4月1日、政令指定都市への移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となった。

2 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとされており、任期は4年である。

本委員会の委員は非常勤であり、その構成は次のとおりである。

（令和5年3月31日現在）

職	氏名	任期	備考
委員長	酒井正利	H21. 10. 1～H25. 9. 30 H25. 10. 1～H29. 9. 30 H29. 10. 1～R3. 9. 30 R3. 10. 1～R7. 9. 30	弁護士 21. 10. 1 委員長就任
委員 委員長職務代理者	志村隆	R4. 10. 1～R8. 9. 30	（元）千葉市総務局長
委員	斎藤千草	R2. 1. 1～R5. 12. 31	ちばぎんハートフル株式会社 取締役社長

3 人事委員会の開催状況

回数	開催年月日	議 事
第 1 回 (定例会)	R 4 . 4 . 12	議 案 1 職員採用試験（上級）の実施について 2 職員採用選考（獣医師等）の実施について 3 職員採用試験（中級、初級、保育士）の実施について 4 職員採用選考（栄養士等）の実施について 5 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験の実施について 6 民間企業等職務経験者を対象とした職員採用選考（獣医師等）の実施について 7 障害者を対象とした職員採用選考の実施について 報 告 1 令和3年度における職員からの苦情相談について 2 千葉市労働組合連絡協議会からの申入れについて
第 2 回 (定例会)	R 4 . 4 . 25	報 告 3 令和3年度職員採用試験に係る採用候補者の採用の結果について 4 職員の採用選考（委任）の結果について 5 令和4年職種別民間給与実態調査の実施について
第 3 回 (定例会)	R 4 . 5 . 17	報 告 6 職員の採用選考（委任）の結果について 7 職員の採用選考（委任）の実施について 8 民間給与実態調査等に関わる要請書等について
第 4 回 (定例会)	R 4 . 6 . 7	議 案 8 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について 9 条例案に対する意見について 報 告 9 令和4年度職員採用試験（上級）・職員採用選考（獣医師等）の申込状況について 10 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について
第 5 回 (定例会)	R 4 . 6 . 27	議 案 10 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について 11 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について 報 告 11 公益的法人等へ派遣した職員の処遇の状況等について
第 6 回 (定例会)	R 4 . 7 . 14	報 告 12 職員採用試験（上級）に係る第一次試験合格者の決定について 13 職員採用選考（獣医師等）に係る第一次選考合格者の決定について 14 職員の採用選考（委任）の結果について 15 条件付採用期間の延長について 16 千葉市労働組合連絡協議会からの申入れについて

回数	開催年月日	議 事
第 7 回 (定例会)	R 4 . 8 . 17	<p>議 案</p> <p>12 職員採用試験（上級）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>13 職員採用選考（獣医師等）に係る最終合格者の決定について</p> <p>14 千葉市消防吏員（回転翼航空機操縦士・整備士）採用選考の実施に係る協議について</p> <p>15 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について</p> <p>報 告</p> <p>17 令和 4 年度職員採用試験・選考（中級・初級等）、民間企業等職務経験者採用試験・選考及び障害者採用選考の申込状況について</p> <p>18 職員の採用選考（委任）の結果について</p> <p>19 職員の採用選考（委任）の実施について</p> <p>20 人事院の給与勧告等の概要について</p> <p>21 令和 4 年千葉市職員給与等実態調査の結果について</p> <p>22 第 1 3 0 回全国人事委員会連合会総会について</p>
第 8 回 (定例会)	R 4 . 9 . 6	<p>議 案</p> <p>16 条例案に対する意見について</p> <p>協 議</p> <p>1 令和 4 年職員の給与に関する報告及び勧告のむすびについて</p> <p>報 告</p> <p>23 職員の採用選考（委任）の結果について</p> <p>24 令和 4 年職種別民間給与実態調査の結果について</p> <p>25 大都市労連連絡協議会からの申入れについて</p> <p>26 給与勧告等に関する要請書等について</p>
第 9 回 (定例会)	R 4 . 9 . 1 5	<p>議 案</p> <p>17 職員の採用選考及び号給の承認について</p> <p>協 議</p> <p>2 令和 4 年職員の給与に関する報告及び勧告のむすびについて</p> <p>報 告</p> <p>27 千葉市労働組合連絡協議会からの申入れについて</p>
第 1 回 (臨時会)	R 4 . 9 . 2 8	<p>議 案</p> <p>18 職員採用試験（技能員）の実施について</p> <p>19 千葉市職員の給与に関する条例等の規定に基づく規則改正の協議について</p> <p>20 令和 4 年職員の給与に関する報告及び勧告について</p> <p>報 告</p> <p>28 職員の採用選考（委任）の結果について</p>
第 10 回 (定例会)	R 4 . 10 . 6	<p>議 案</p> <p>21 委員長職務代理者の指定について</p>

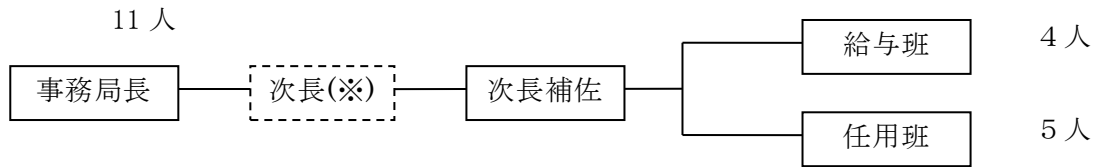
回数	開催年月日	議 案	事
第 11 回 (定例会)	R 4 . 10 . 20	議 案 22 一般任期付職員の採用の承認について 報 告 29 職員採用試験（中級、初級（消防士を除く）、保育士、民間企業等職務経験者（保育士）に係る第一次試験合格者の決定について 30 職員採用選考（栄養士等）に係る第一次選考合格者の決定について 31 条件付採用期間の延長について 32 職員採用試験及び採用選考（委任）の実施について 33 職員の採用選考（委任）の結果について 34 職員の採用選考（委任）の結果について	
第 12 回 (定例会)	R 4 . 11 . 14	議 案 23 職員採用試験（中級、初級（消防士を除く）、民間企業等職務経験者（保育士）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 24 職員採用選考（栄養士等）に係る最終合格者の決定について 25 職員の採用選考及び号給の承認について 26 千葉県消防吏員（回転翼航空機整備士）採用選考の実施に係る協議について 報 告 35 職員採用試験（初級消防士、民間企業等職務経験者（保育士を除く））に係る第一次試験合格者の決定について 36 職員採用選考（民間企業等職務経験者）に係る第一次選考合格者の決定について 37 令和 4 年政令指定都市等の給与勧告の概要について	
第 13 回 (定例会)	R 4 . 11 . 25	議 案 27 職員採用試験（初級（消防士）、民間企業等職務経験者（事務・技術））に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 28 職員採用選考（民間企業等職務経験者）に係る最終合格者の決定について 29 障害者を対象とした職員採用選考に係る合格者の決定について 30 条例案に対する意見について 報 告 38 令和 4 年度職員採用試験（技能員）の申込状況について 39 職員の採用選考（委任）の結果について 40 職員採用試験及び採用選考（委任）の結果について 41 大都市労連連絡協議会からの申入れについて	
第 14 回 (定例会)	R 4 . 12 . 20	議 案 31 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第 4 7 条に基づく別段の取扱いの承認について 32 千葉県職員の給与に関する条例等の規定に基づく規則改正の協議について 報 告 42 職員採用試験（技能員）に係る第一次試験合格者の決定について 43 職員の採用選考（委任）の実施について	

回数	開催年月日	議 案	事
第 15 回 (定例会)	R 5 . 1 . 18	議 案 33 職員採用試験（技能員）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 報 告 44 千葉市職員採用説明会等の開催について 45 職員の採用選考（委任）の結果について 46 職員の採用選考（委任）の結果について 47 解雇予告除外認定について	
第 16 回 (定例会)	R 5 . 2 . 15	議 案 34 令和 5 年度職員採用試験・選考の日程及び主な受験資格について 35 特定任期付職員の採用の承認について 36 職員の採用選考及び号給の承認について 報 告 48 条件付採用期間の延長について 49 職員の採用選考（委任）の結果について 50 職員の採用選考（委任）の実施について 51 令和 5 年度人事委員会当初予算（案）について	
第 17 回 (定例会)	R 5 . 3 . 10	議 案 37 特定任期付職員の任期の更新の承認について 38 職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部改正について 39 職員の分限に関する手続及び効果に関する規則第 6 条第 1 項ただし書の人事委員会が別に定める場合について 40 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基づく規則改正の協議について 報 告 52 職員採用選考（委任）の実施について 53 令和 4 年度事業場調査の実施結果について 54 地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書等について	
第 18 回 (定例会)	R 5 . 3 . 20	議 案 41 職員の採用選考及び職務の級・号給の承認について 42 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について 43 千葉市職員の給与に関する条例の規定に基づく規則制定及び改正の協議について 報 告 55 千葉市職員採用説明会等の実施状況について 56 職員の採用選考（委任）の結果について	
第 2 回 (臨時会)	R 5 . 3 . 28	議 案 44 職員の職務の級・号給の承認について 45 給料表の適用を異にする異動における職務の級の承認について 46 給料表の適用を異にする異動をした職員の在級年数の取扱いの承認について 47 千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 48 千葉市職員の定年等に関する規則の一部改正について 49 千葉市人事委員会事務局職員の任命について 報 告 57 職員の採用選考（委任）の結果について	

4 事務局

令和4年4月1日現在の事務局の組織及び事務分掌は次のとおりである。

(1) 組 織



(※)事務局長が事務取扱。

(2) 事務分掌

〈給 与 班〉

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 職員に関する条例の制定又は改廃について、議会への意見の申出に関すること。
- ウ 人事委員会規則、規程等の制定、改廃及び公布に関すること。
- エ 事務局の庶務に関すること。
- オ 事務局職員の任免及び服務に関すること。
- カ 人事記録の管理に関すること。
- キ 人事に関する統計報告に関すること。
- ク 人事評価、給与、勤務時間その他勤務条件についての調査研究に関すること。
- ケ 人事評価、給与、勤務時間その他勤務条件についての報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払の監理に関すること。
- サ 厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- シ 研修についての調査研究に関すること。
- ス 分限及び懲戒に関すること。
- セ 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- ソ 不利益処分についての審査請求に関すること。
- タ 職員の苦情の処理に関すること。
- チ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- ツ 再就職者による依頼等の規制違反の監視に関すること。
- テ 職員の職務に係る倫理の保持に関すること。
- ト 管理職員等の範囲に関すること。
- ナ 職員団体の登録に関すること。
- ニ 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

〈任 用 班〉

- ア 人事委員会の広報に関すること。
- イ 採用試験及び選考に関すること。

(3) 予算の状況

令和4年度における本人事員委員会の当初予算は、次のとおりである。

科		目	予 算 額 (千円)
		節	
(款)	総 務 費	報 酬	3,548
		給 料	43,632
		職 員 手 当 等	49,860
		共 済 費	18,073
		災 害 補 償 費	1
		(項)	人 事 委 員 会 費
(目)	人 事 委 員 会 費	旅 費	981
		需 用 費	4,548
		役 務 費	1,218
		委 託 料	5,759
		使 用 料 及 び 賃 借 料	789
		負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2,547
		計	

第2章 任用関係業務

職員の任用は、地方公務員法及び職員の任用に関する規則等に基づき運営され、成績主義及び平等取扱いの原則をその基本理念としている。

職員の採用は、原則として競争試験によることとなっているが、職の特殊性及び競争試験によることが不相当と認められる場合等には、選考によることができるとされている。

1 採用試験

令和4年度の職員採用試験は、上級、中級、初級、民間企業等職務経験者、保育士及び技能員について実施した。実施結果は別表1のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、民間企業等職務経験者の試験区分のうち事務（医療）について、病院事業管理者へ採用試験の事務を処理する権限を委任している。

2 採用選考

選考により採用できる職は、職員の任用に関する規則で定められている。

令和4年度の職員採用選考（公募）は、行政の選考区分における獣医師、薬剤師、保健師、心理判定員、栄養士、学校栄養職員及び看護師並びに障害者対象（事務（初級）及び学校事務（初級））について実施した。実施結果は別表1のとおりである。採用選考（個別）による実施結果は、別表2のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、職員の任用に関する規則第9条第1号に規定する職のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、心理療法士、歯科衛生士、学校栄養職員を除く栄養士、言語聴覚士、看護師及び准看護師（これらのうち行政職給料表又は医療職給料表（2）の適用を受けるものを除く。）の職並びに医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び助産師の職への採用について、また、同規則第9条第2号に規定する職のうち、診療情報管理士の職への採用については任命権者へ選考を委任している。

任用関係別表

1 令和4年度職員採用試験・採用選考（公募）の実施状況

試験区分		申込者数 〈人〉	第一次試験		第二次試験		競争倍率 〈倍〉 (A)/(B)	
			受験者数 〈人〉(A)	合格者数 〈人〉	受験者数 〈人〉	合格者数 〈人〉(B)		
上級	事務	行政 A	591	487	203	203	101	4.8
		行政 B	223	164	44	44	15	10.9
		福祉	40	33	25	25	13	2.5
		児童福祉	20	19	14	14	10	1.9
		情報	9	7	2	2	1	7.0
	技術	土木	32	26	21	21	11	2.4
		建築	13	10	5	5	5	2.0
		電気	9	4	2	2	1	4.0
		機械	3	1	1	1	1	1.0
		化学	18	13	10	10	3	4.3
		造園	11	11	8	7	6	1.8
		農業	11	7	2	2	1	7.0
	消防士	行政	173	156	71	71	23	6.8
		建築	0	-	-	-	-	-
		電気	1	1	-	-	-	-
		化学	2	2	2	2	0	-
		救命救急士	68	56	17	17	12	4.7
小計		1,224	997	427	426	203	4.9	
中級	学校事務	52	27	15	14	5	5.4	
初級	事務	82	75	44	44	21	3.6	
	学校事務	8	6	5	5	2	3.0	
	消防士	267	242	42	41	22	11.0	
	救命救急士	25	25	18	18	11	2.3	
	小計	382	348	109	108	56	6.2	
民間企業等 職務経験者	事務	行政	326	235	36	33	11	21.4
		情報	28	19	12	11	4	4.8
		学芸員	6	5	4	3	1	5.0
	技術	土木	20	10	6	5	3	3.3
		建築	9	7	5	5	3	2.3
		電気	21	14	7	6	2	7.0
		機械	18	14	5	5	2	7.0
		造園	11	10	5	5	1	10.0
		畜産	8	8	5	5	2	4.0
	資格 免許職	保育士	20	18	15	15	3	6.0
		獣医師	3	2	2	2	1	2.0
		薬剤師	6	3	2	2	0	-
		保健師	9	9	8	8	4	2.3
		心理判定員	1	1	1	1	1	1.0
小計		486	355	113	106	38	9.3	
資格免許職 (行政)	獣医師	6	6	6	6	4	1.5	
	薬剤師	12	9	8	8	4	2.3	
	保健師	36	33	32	32	12	2.8	
	心理判定員	9	8	7	7	4	2.0	
	保育士	119	103	101	95	38	2.7	
	栄養士	36	32	28	27	8	4.0	
	学校栄養職員	16	14	13	13	3	4.7	
	看護師	7	6	6	6	3	2.0	
小計		241	211	201	194	76	2.8	
技能員(A)		101	65	35	31	9	7.2	
技能員(B)		29	25	10	10	1	25.0	
障害者対象	事務(初級)	91	56	-	-	5	11.2	

	学校事務（初級）	79	47	-	-	1	47.0
	合 計	2,685	2,131	910	889	394	5.4

2 令和4年度採用選考(個別)の実施状況

区 分	級 区 分	合格者数 (人)
行 政 職	8 級 職	1
	7 級 職	1
	6 級 職	4
	5 級 職	1
	4 級 職	4
	3 級 職	1
	2 級 職	1
合 計		13

区 分	級 区 分	合格者数 (人)
医 療 職 (1)	4 級 職	0
	3 級 職	0
	2 級 職	0
	1 級 職	0
合 計		0

※ 任命権者より採用選考請求のあったもののみ記載

第3章 給 与 関 係 業 務

1 給与に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の規定するところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず調査・研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し同時に報告をするものとされている。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるかとされている。

そこで、本委員会は、職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った。

これらの結果に基づき、本委員会は、令和4年10月6日、市議会及び市長に対し、職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

令和4年職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.19%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ 0.10月分(4.30月分 → 4.40月分)

1 本市職員及び民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間従業員の給与との精密な比較を行うため、本年4月現在におけるそれぞれの給与等の実態について調査を実施した。

- 調査を実施した民間事業所 市内100事業所※(調査完了89事業所、調査完了率89%)
調査実人員 3,980人
※ 企業規模50人以上、事業所規模50人以上の415事業所から層化無作為抽出法により抽出

2 本市職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

事務・技術職の本市職員と市内民間従業員の本年4月分給与を比較した結果、民間給与が本市職員給与を上回っていることが認められた。

民間給与(A)	本市職員給与(B)	較差 $((A)-(B)/(B)) \times 100$ ((A)-(B))
399,823円	399,072円	0.19% (751円)

※ 上記本市職員(新卒者、保育士等を除く)の平均年齢は40.6歳、平均経験年数は18.2年である。

(2) 特別給(ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間の市内民間従業員の支給実績(支給割合)と職員の年間支給月数を比較した結果、民間支給月数が職員支給月数を上回っていることが認められた。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.42月	4.30月	0.12月

3 給与改定の内容

(1) 月例給

民間給与との較差を踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

- ・ 行政職給料表 民間の初任給との差等を踏まえ、上級試験(大学卒業程度)に係る初任給を3,600円、初級試験(高校卒業程度)に係る初任給を4,600円引上げこれを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定
- ・ その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

(2) 期末・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、0.10月分の引上げ（4.30月分→4.40月分）
- ・ 支給月数の引上げ分は、民間の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえ、勤勉手当の支給月数に配分

<一般職員の支給月数>

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95月）
令和5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

(3) 改定の実施時期

- ・ 月例給 令和4年4月1日
- ・ 期末・勤勉手当（令和4年度分） 令和4年12月1日
（令和5年度以降分） 令和5年4月1日

4 その他報告する事項

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

- ・ 民間企業、国、地方公共団体間の人材獲得競争が激化。多様で有為な受験者をより多く確保するため、一部の試験区分において、専門試験の問題を受験しやすい択一式に変更。募集活動においては、オンラインによる採用説明会の開催、説明会の動画配信などに取り組み、より多くの受験者の確保を図った。
- ・ 今後も、採用を取り巻く環境の変化を踏まえ、受験者の能力を適正に評価でき、求める人材を確保できるよう、試験制度の見直しについて検討を進めていく。

イ 人材の育成

- ・ 複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、組織や業務に対する職員の貢献意欲を高め、職員の育成と組織力の向上を一体的に進めていくことが重要
- ・ 「千葉市人材育成・活用基本方針」の見直しにあたっては、長期的・総合的な視点のもと、働き方・価値観の多様化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、定年の引上げ等、今後の社会情勢の変化を的確に見据えることが肝要

ウ 女性職員の活躍推進

- ・ 管理職員に占める女性職員の比率を、令和7年度に30%まで引き上げるという目標の達成に向け、取組を加速させていく必要。女性職員がライフステージの変化に応じたキャリアアップを実現できるよう、経験不足による不安の緩和など、昇格意欲の向上につながる長期目線での取組を着実に推進されたい。
- ・ 女性活躍の実現には、男性職員が家庭生活や地域活動へ関与する度合いを高めていくことも肝要。男性職員が育児や介護等の各種制度を利用し、積極的に家庭や地域活動等に関われるよう支援を行うなど、職員誰もが活躍できる組織の実現に向けた取組を期待

(2) 千葉市職員の働き方改革

ア 長時間労働の是正

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、依然として長時間労働を行っている職員が多い状況。長時間労働の是正は、職員の健康やモチベーションの維持はもとより、有為な人材の確保の観点からも重要な課題であり、時間外勤務の上限規制の適切な運用、勤務時間の適正な把握を行う必要
- ・ 過重労働により健康リスクが高い状況にある職員を確実に把握できるよう、産業医等による面接指導の確実な実施など、職員の健康確保措置に努める必要

イ 教職員の多忙化解消

- ・ 多くの教職員が長時間勤務を行っている状況が続いており、教職員を取り巻く勤務環境の改善は急務。
- ・ 教育委員会においては、「学校における働き方改革プラン」に掲げられた取組を着実に進めるとともに、各学校がその権限と責任の範囲で適切な対応が行えるよう積極的な支援を行われたい。

ウ ワーク・ライフ・マネジメントの推進

- ・ 職員が安心して休暇・休業制度等を活用できるよう、代替職員の配置等、職場へのサポート体制を充実させるなど、職場環境の整備に努める必要。テレワーク等の多様で柔軟な働き方についても、これまでの運用状況等を踏まえ、一層の取組を推進されたい。
- ・ 男性職員の育児休業取得率は高い割合を維持しているが、取得期間については、6割を超える職員が1週間未満となっており、部署による取得率のばらつきも見られる。希望する職員が必要な期間、育児休業を取得できる職場環境づくりに期待

(3) メンタルヘルス対策

- ・ 病気休職者のうち、精神疾患が原因となっている者が高い割合を占める状況が続いており、ストレスチェックの集団分析結果等を踏まえ、引き続き職場環境の改善に積極的に取り組む必要
- ・ 近年、精神疾患による病気休暇取得者のうち、20代～30代の若手職員の割合が高い状況となっていることに留意が必要

(4) ハラスメントの防止

- ・ ハラスメントに関する相談について、パワー・ハラスメントに関する相談が多いものの、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する相談も依然として寄せられている状況。管理監督者においては、ハラスメントの兆候を早期に発見できるよう、所属職員へ積極的な声掛けを行うなど、風通しのよい職場づくりに努める必要
- ・ 本委員会においても、苦情相談制度の周知等を図り、より相談しやすい環境づくりを進めるとともに、任命権者とも情報共有を図りながら、事案の解決に向けて取り組んでいく。

(5) 定年引上げへの対応

- ・ 高齢期職員が高いモチベーションをもって、これまでの知識・経験を活かしながら幅広い職域で活躍できるよう、人事管理制度のあり方等や、高齢期職員の多様な事情に応じた

働き方について、引き続き検討していく必要

- ・ 定年の引上げに伴い、60歳以降の職員の勤務形態等が大きく変化。給与水準を含め、定年引上げに伴う各種制度内容について、丁寧に説明していくことが必要
- ・ 定年引上げ期間中は、原則として、定年退職者が2年に1度しか生じず、隔年で退職者数が大きく変動。職員の年齢構成や退職者数等の見通し、国の定員管理の基本的な考え方も踏まえ、退職補充等により必要となる新規採用職員数を複数年度で平準化するなど、中長期的な観点から定員管理のあり方について検討する必要

(6) 会計年度任用職員制度の適正な運用

- ・ 会計年度任用職員は、常勤職員とともに行政サービスの安定的な提供に欠かすことのできない役割を担っており、会計年度任用職員の勤務環境を整えることは、人材確保や市民サービスの向上の観点からも重要
- ・ 会計年度任用職員の給与等の勤務条件については、常勤職員との均衡及び他自治体の状況等も踏まえ適切な対応を図る必要

(7) 公務員としての規律の保持

- ・ 多くの職員が日々職務に精励している一方で、依然として市民からの信頼を大きく損なう不祥事が発生していることは誠に遺憾。不祥事は市民からの信用を失墜させ、行政サービスの提供に大きな影響を及ぼす可能性もあることから、全庁を挙げてその発生の防止に取り組む必要

(参考)

○勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与等>

行政職	現行額	勧告実施後試算	増減額	増減率
平均給与	386,898 円	387,633 円	735 円※	0.19%
平均年間給与	632 万 6 千円	637 万 7 千円	5 万 1 千円	0.8%

※ 内訳は、給料が 639 円、はね返り分(給料等に一定割合を乗じて支給額が定められている手当について、給料等の改定に伴い手当額が増減する分)が 96 円である。

注1 行政職給料表適用職員(消防職員を除く) (4,619 人、平均年齢 39.8 歳、平均経験年数 17.3 年)

2 「平均年間給与」=平均給与×12+期末・勤勉手当(千円未満四捨五入)

3 平均給与は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額

<影響額(勧告どおり実施された場合の試算額)>

約4億8千8百万円

※勧告の対象となる職員 9,259 人による試算(再任用、育児休業、派遣職員等を除く。)

2 条例案に対する意見の申し出

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

本委員会に、議会から意見を求められた条例案は次のとおりであり、いずれも異議ない旨の意見の申し出を行った。

年月日	条 例 案 名	概 要
令和4年 6月7日	千葉県立中学校設置条例等の一部 改正する条例	令和5年4月に新たに公立夜間中学を設置することに伴い、夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当を新設する。
令和4年 9月6日	千葉県職員の定年等に関する条例 等の一部を改正する条例	国家公務員の定年の引上げに準じ、職員の定年を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い管理監督職勤務上限年齢制を導入する等、所要の改正を行う。
	千葉県職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正を踏まえ、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置に関する規定を新設するとともに、会計年度任用職員等に関する育児休業の取得要件の緩和を図るほか、所要の改正を行う。
令和4年 11月25日	千葉県職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例	本委員会が本年10月6日に行った「職員の給与に関する報告及び勧告」に基づき、一般職の職員の給料及び勤勉手当を引き上げるとともに、常勤職員の改正を踏まえ、会計年度任用職員の給料及び期末手当を引き上げるほか、所要の改正を行う。
	千葉県職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例の一部を改 正する条例	55歳を超える教育職給料表適用職員の昇給停止にかかる経過措置を廃止する。

3 規則改廃等の協議

職員の給与に関する条例等に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないこととされている。

本委員会に、市長から協議された規則案は次のとおりであり、いずれも異議ない旨の意見の申し出を行った。

年 月 日	協 議 の 内 容
令和4年9月28日	(1) 千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (2) 千葉市職員の育児休業等に関する規則 (3) 千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則
令和4年12月20日	(1) 千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
令和5年3月10日	(1) 千葉市会計年度任用職員の給料表の適用範囲に関する規則 (2) 千葉市会計年度任用職員の給料及び報酬の基準に関する規則
令和5年3月20日	(1) 千葉市職員の給与に関する条例附則第21項等に規定する定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則の制定 (2) 千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則の改正 (3) 千葉市職員の通勤手当の支給に関する規則の改正 (4) 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の改正 (5) 千葉市職員の管理職手当に関する規則の改正 (6) 千葉市職員の給料の調整額に関する規則の改正 (7) 千葉市職員の住居手当の支給に関する規則の改正 (8) 千葉市教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の改正 (9) 千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の改正 (10) 千葉市教育職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の改正 (11) 千葉市職員の単身赴任手当の支給に関する規則の改正 (12) 千葉市職員の給料等の支給に関する規則の改正 (13) 千葉市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の改正
令和5年3月31日	(1) 千葉市退職手当支給条例施行規則

第4章 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるかとされている。

人事委員会は、事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については権限を有する機関に対して必要な勧告を行わなければならないとされている。

なお、令和5年3月31日現在の係属事案はない。

2 不利益処分に関する審査請求

職員は、分限、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求をすることができるかとされている。

人事委員会は、事案について審査を行い、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、職員の受けた不利益な身分取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

なお、令和5年3月31日現在の係属事案はない。

3 苦情相談

職員は、人事委員会に対し、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を行うことができるかとされている。

職員相談員（人事委員会が指名する事務局の職員）は、申出人に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導あっせん等を行うこととされている。

なお、本年度における苦情相談は、5件であった。

第5章 職員団体関係業務

1 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が自主的かつ民主的に組織されていることを中立機関としての人事委員会が公証することによって、健全な労使関係の形成を促進しようとするものである。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

職員団体の名称	事務所所在地	単一体・ 連合体の別	法人格 の有無	登録年月日
千葉市職員労働組合	千葉市中央区千葉港2番1号	単一体	有	昭和42年7月10日
千葉市職員労働組合 学 校 支 部	千葉市中央区千葉港2番1号	単一体	無	昭和63年11月9日
千葉市教職員組合	千葉市美浜区高浜3丁目1番3号	単一体	有	平成4年7月24日
全統一千葉市非常勤 職 員 組 合	東京都台東区上野1丁目12番6 号	単一体	無	平成8年3月8日
千葉市保育所等 会計年度任用職員労働組合	千葉市中央区中央4丁目13番10 号	単一体	無	平成8年3月8日
全千葉市教職員組合	千葉県船橋市夏見5丁目31番地 25号 船橋教育会館内	単一体	有	平成9年1月30日
千葉市立千葉高等学校 教 職 員 ユ ニ オ ン	千葉市稲毛区小仲台9丁目46番 1号	単一体	無	平成15年10月22日

2 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなることから、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされているものである。

管理職員等の範囲は、管理職員等の範囲を定める規則により定められている。

第6章 労働基準関係業務

職員に対しては、原則として労働基準法、労働安全衛生法等の適用があるが、地方公務員法第58条第5項の規定により、現業職員以外の職員に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととなっている。

労働基準監督機関が行使する主な権限には、①解雇予告除外認定（労基法20条）、②非常災害時の時間外休日労働の許可（労基法33条）、③時間外休日労働の協定の届出の受理（労基法36条）、④安全管理者又は衛生管理者の増員又は解任の命令（労安法11、12条）、⑤ボイラー等の検査（労安法38、39、41条）⑥事業場の調査（労基法101条）等がある。本年度は、解雇予告除外認定を1件、時間外休日労働に関する協定届を186件、衛生管理者等選任報告を20件、ボイラー等の検査結果報告書を1件、機械等設置届を1件受理し、事業場への実地調査を2事業所実施した。

労働基準法適用の事業区分により人事委員会及び労働基準監督署が職権を行使する事業所は、次のとおりである。

（令和5年3月31日現在）

所管	事業区分	事業所名
人事 委員 会	第12号	環境保健研究所、農政センター、動物公園、青少年サポートセンター、教育センター、養護教育センター、南部青少年センター、博物館(2)、埋蔵文化財調査センター、図書館(7)、小学校(調理場を除く。)(108)、中学校(54)、高等学校(2)、中等教育学校(1)、特別支援学校(調理場を除く。)(3)、消防学校
	官公署の 事業 (別表第 1に掲げ る事業を 除く。)	本庁、東京事務所、市税事務所(2)、市税出張所(4)、消費生活センター、在宅医療・介護連携支援センター、障害者相談センター、児童相談所(一時保護班を除く。)(2)、地方卸売市場、土地区画整理事務所(3)、区役所(6)、保健福祉センター(健康課を除く。)(6)、市民センター(12)、教育委員会事務局、消防局、消防署(6)、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局

労働基準監督署	第 1 号	浄化センター(2)、学校給食センター(3)、小学校・特別支援学校調理場、水道局、水道事業事務所
	第 3 号	土木事務所(4)
	第 13 号	動物保護指導センター、保健所、保育所(56)、認定こども園(2)、東部児童相談所一時保護班、こころの健康センター、保健福祉センター健康課(6)、病院局、病院(2)
	第 14 号	公営事業事務所、公園緑地事務所(4)
	第 15 号	桜木霊園管理事務所、環境事業所(3)、清掃工場(2)、新浜リサイクルセンター、廃棄物埋立管理事務所

第7章 人事委員会規則の制定改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができる」とされている。

本年度において、本委員会が制定改廃した規則等は次のとおりである。

公布年月日	名 称	番 号	概 要
令和5年2月15日	勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則	令和5年人委規則第1号	署名押印の見直しに伴う規定の整備
令和5年3月10日	職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則	令和5年人委規則第2号	妊娠を契機とした休職から産前休暇に移行する場合の規定の整備
令和5年3月20日	職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	令和5年人委規則第3号	55歳を超える教育職の昇給に係る経過措置の廃止
令和5年3月28日	千葉市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年人委規則第4号	定年引上げに伴う規定の整備
令和5年3月28日	千葉市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	令和5年人委規則第5号	組織改正等に伴う規定の整備
令和5年3月28日	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	令和5年人委規則第6号	定年引上げに伴う規定の整備
令和5年3月28日	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和5年人委規則第7号	組織改正に伴う規定の整備
令和5年3月28日	職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和5年人委規則第8号	形式的な整理